

神奈川県教育委員会 教育局 生涯学習部 文化遺産課
臨時的任用職員（埋蔵文化財職）募集要項

1 応募区分 及び人数	一般事務（埋蔵文化財職） 1 名
2 応募資格	(1) ①もしくは②に該当する方 ①公共職業安定所(以下「ハローワーク」という。)に求職登録をしている方 ②応募時点で就業中、就学中であるが、県で就業可能な方 (2) 必要な資格・経験等 次の条件を全て満たす方 ① 大学又は大学院で考古学を専攻し卒業（修了）した方。 ※ 業務内容と同様の職務経験があればなお可。 ② パソコンによる文書、図面等作成のできる方。 ※ 次に該当する方は応募できません。 ○地方公務員法第16条の規定に該当する次の方 ・禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者 ・神奈川県職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者 ・日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者 ○平成11年改正前の民法の規定による準禁治産の宣告を受けている方(心神耗弱を原因とするもの以外)
3 給料等	・給料（地域手当含む）：月額 211,406 円 ～ 290,233 円（税引き前） ※ 学歴や職務経験等に応じて給料月額が異なります。 ・常勤職員に準じて通勤手当、期末・勤勉手当等がそれぞれの支給条件に応じて支給
4 健康保険等	健康保険・厚生年金保険・雇用保険・労災保険（又は条例による補償適用）に原則加入
5 勤務時間、 休日等	(1)休日 原則として土・日・祝日 ※不定期に土・日・祝日への振替勤務あり (2)勤務時間 8時30分から17時15分まで（休憩時間 12時から13時まで）
6 任用期間	6か月以内 ※ 原則として、最初の1ヵ月は条件付採用期間となります。 ※ 任期期間終了後の状況により、更新される場合があります。
7 業務内容	・埋蔵文化財発掘調査に係る積算・監理・検査・評定等 ・埋蔵文化財普及活用事業に係る企画・調整・実施 ・その他、文化遺産課埋蔵文化財関係事務に関すること。
8 勤務地	〒232-0033 横浜市南区中村町3-191-1 神奈川県埋蔵文化財センター内 神奈川県教育委員会教育局生涯学習部文化遺産課中村町駐在事務所
9 応募方法等	(1) 応募先・応募方法 〒231-8588 横浜市中区日本大通1 神奈川県教育委員会教育局生涯学習部文化遺産課 調整・世界遺産登録推進グループ 担当 原（はら） 電話 045-210-8351（直通） ※ 封筒に「臨時的任用職員応募」と赤字で記載の上、郵送してください。 (2) 応募期間 令和7年10月31日(金)まで ただし、応募状況により、申込期間終了前に募集を締め切る場合があります。 (3) 応募書類(返却はしません) ※上記応募先に郵送してください。 ① 履歴書(市販のもの、写真添付)及び職務経歴書 ※ 履歴書の所定欄等に志望動機を記載してください。 ② 臨時的任用職員等の申込にあたっての確認事項 ③ 埋蔵文化財・考古学等関係業績書(様式有) ④ ハローワークからの紹介状(応募時点で就業中、就学中の方は不要)
10 面接日	文化遺産課で指定する日時に神奈川県埋蔵文化財センターで行います。 ※ 文化遺産課から面接日時を連絡します
11 結果連絡	採否にかかわらず、面接実施後7日以内に連絡します。
(問合せ先)	問合せは「9 応募方法等 (1)応募先・応募方法」に記載の箇所へお願いします